

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年７月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ 水道・下水道

	要望者区分	市民	
要望日	令和8年6月18日（木曜日）	回答日	令和8年7月16日（木曜日）
標 題	要望等記録制度で扱って下さい2		
要望等の概要	・合理的配慮を必要とする市民に対し、意思の尊重を欠いた一方的な決定の押し付けや、対話の拒絶といった不誠実な対応が見受けられるため、合理的配慮の本来の理念に立ち返り、市民を排除する行動に走らないよう、徹底した職員教育を強く要望します。 ・水道局の現場職員へ単に条文を読み上げるだけの形式的な研修ではなく、実効性のある意識改革研修を徹底してください。 ・行政側が配慮を断る、あるいは制限する場合、どのような検討を経てその結論に至ったかのプロセス（議事録等）を全面開示することを義務付け、第三者機関が厳重に監視・牽制できる仕組みを構築してください。		
対応方針の概要	要望等に対する回答書を作成し、令和8年7月16日に送付しましたが、受取拒否する旨を記載したメモが貼付されて、令和8年7月23日に返戻されました。		
担当部署	(1) 合理的配慮の提供に関すること 水道局 総務部 総務課 (2) 職員への研修に関すること 水道局 総務部 職員課（研修・厚生担当）	電話	(1) に関すること 06-6616-5400 (2) に関すること 06-6616-5442